第６期堺市障害福祉計画・第２期堺市障害児福祉計画策定の概要

**■計画策定体制・策定手法**

【計画策定の流れ】

【計画期間】令和３年度～令和５年度の３年間

【計画の内容】

1. 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

②各年度における障害福祉サービス、相談支援サービス、通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

④上記見込量の確保のための方策、連携に関する事項

**■第６期堺市障害福祉計画・第２期堺市障害児福祉計画の位置付け**

【根 拠 法】障害者総合支援法第８８条第１項

児童福祉法第３３条の２０第１項

【計画の性格】国の基本指針に即して、上記根拠法に基づく市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成する。

【他計画との関係】平成２６年度に策定した第４次障害者長期計画を踏まえ、（仮称）次期堺市基本計画、地域福祉計画及びその他関係する計画との整合性を保つ。

**【基本理念】**（「第４次障害者長期計画」及び「第５期堺市障害福祉計画・第１期堺市障害児福祉計画」の理念を踏襲することを検討）

**～　障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現　～**

市　長

計画策定

公　　表

議会報告

障害者施策推進協議会

計画に関する意見

障害福祉計画策定専門部会を設置

パブリック

コメント

【専門部会の設置】

障害者総合支援法第８８条第９項の規定に基づき、「堺市障害者施策推進協議会」において意見を聴取する。

意見聴取にあたっては、障害当事者、障害者団体、支援者、有識者等の委員で構成する「障害福祉計画策定専門部会」を設置する。

【現状と主な課題】

・障害者の高齢化、重度化（医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、重度重複障害者などへの対応）

・サービス対象者、ニーズの多様化（高次脳機能障害、発達障害、難病等）

・家族の高齢化（介護者の急病、親亡き後などへの対応）

・相談支援等の体制の確保

・サービス人材の確保と質の向上

**■本市の障害者の現状と課題**

【本市の障害者数（手帳所持者等）の動向】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | H21年度末 | H26年度末 | R1年度末 |
| 身体障害者手帳所持者 | 39,767人 | 37,693人 | 36,556人 |
| 療育手帳所持者 | 5,832人 | 6,985人 | 8,334人 |
| 精神障害者手帳所持者 | 5,578人 | 7,107人 | 9,941人 |
| 精神通院受給者 | 11,596人 | 14,639人 | 18,052人 |
| 指定難病医療受給者 | 4,349人 | 6,312人 | 6,800人 |
| 小児慢性医療受給者 | 1,183人 | 1,034人 | 946人 |